特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種関係事務

個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和5年4月3日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種関係事務					
②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 〇ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 〇予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 〇予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ③その他 〇情報照会事務: 医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 〇集計・報告事務: 対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務					
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 [10万人以上30万人未満] 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満					
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	健康管理システム					
②システムの機能	予防接種 〇医療機関から送付された予診票を基に予防接種の接種実績の登録を行う。 〇接種種別、接種区分、宛名番号、生年月日、性別、LotNo、接種量、接種医療機関、接種年月日、 請求月、実施場所、予診区分、予診医療機関、予診医師、接種医師、ワクチン会社等の管理を行う。 〇個人毎の予防接種の実績情報、接種可能範囲等の参照を行う。 〇指定した検索条件に該当した住民情報の表示とファイル出力を行う。					
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム []税務システム []その他 () 					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	団体内統合宛名システム					
②システムの機能	1. 個人番号管理機能個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。					
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] その他 (中間サーバー、健康管理システム、個別業務システム) 					

システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	1. 符号管理機能情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。					
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] その他 ()					
システム4						
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)					
②システムの機能	○ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ○接種記録の管理 ○転出/死亡時等のフラグ設定 ○他市区町村への接種記録の照会・提供 ○新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ○新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム					
(の他のノヘ) 立この接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム					
	[O]その他 (健康管理システム)					
システム6~10						
システム11~15						
システム16~20						

3. 特定個人情報ファイル名						
健康管理住民情報ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 〇第9条(利用範囲)及び別表第1第10号 〇内閣府・総務省令第5号第10条					
5. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する] 2) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	情報照会 ○番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 情報提供 ○番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第13条					
6. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康医療部健康推進課					
②所属長の役職名 課長						
7. 他の評価実施機関						

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 健康管理住民情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未满 3) 10万人以上100万人未满 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ | 当該市町村の区域内に居住する予防接種の対象となる者 その必要性 予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 •識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 []地方税関係情報 [O]健康·医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報] 学校•教育関係情報] 災害関係情報)] その他 (<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ○本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報、その他住民票関係情報> その妥当性 ○予防接種対象者の居住地を把握するめに保有

<健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)>

全ての記録項目

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

別添1を参照。

令和3年4月1日

東近江市健康医療部健康推進課

○予防接種の接種実績、接種料金等を把握するめに保有

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用						
@1.T.T. W			[〇]本人又は本人の代理人				
			[〇]評価実施機関内の他部署 ()				
			[O]行政機関·独立行政法人等 (
①入手元	**		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()				
			[]民間事業者 ()				
			[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、接種医療機関)				
			[〇] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ				
			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム				
②入手方	法		[〇] 情報提供ネットワークシステム				
			[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新) 型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)				
③使用目	的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成				
		使用部署	東近江市健康医療部健康推進課				
④使用の	主体	使用者数	<選択肢>				
			│ │ ○予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。				
⑤使用方法			< 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ○当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ○新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するめに特定個人情報を使用する。				
情報の突合			○住民からの費用助成申請書等の内容と地方税関係情報を突合する。				
		0突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ○当市から転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために特定個人情報を 使用する。				
⑥使用開始日			令和3年4月1日				

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件					
委託	事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務					
①委詰	托内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委言	托先名	キステム株式会社					
用	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等					
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等					
②委言	モ先における取扱者数	<選択肢>					
③委託先名		株式会社ミラボ					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)								
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件								
IACIN 19 TAVE 13 MM	[] 行っていない								
提供先1	市区町村								
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号								
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務								
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)								
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情③対象者となる本人の範囲」と同じ								
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)								
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度								
6. 特定個人情報の保管・	肖去								
保管場所 ※	 (東近江市における措置> (中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ○中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ○特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 ○論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ○当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ○個人番号が含まれる領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。 ○国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ○日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 								

7. 備考

- <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- 、ファアン技権によって、Aleast る垣加柏直と ○自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ○自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
1. 予防接種ファイル 〇個人番号 〇個人番号 〇宛名番号 ○原性情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名) ○属性情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名) ○業務関係情報(接種種別、接種区分、ロット番号、接種量、接種医療機関ID、接種年月日、請求月、実施場所ID、予診区分、予診医療機関ID、予診医師ID、接種_医師ID、合併前市町村、ワクチンメーカー、二混合区分、初回ワクチン区分、ツベルクリン判定、ツベルクリン判定(大きさ:縦)、ツベルクリン判定(大きさ:横)、ツベルクリン判定(状態)、エラーコード、備考)
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目
※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

健康管理住民情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

○住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。

○住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。

○市町村CSからの住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。

〇庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

①転入者本人からの個人番号の入手当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクに対する措置の内容

②転出先市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

③転出元市区町村からの接種記録の入手当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置>

Γ

○庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・ 奪取が行われないようにしている。

〇庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの 入手が行われないようにしている。

< 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置>

- ○入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。
- ○職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置>

○庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- 〇入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- 〇ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ○入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ○個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信 してしまうリスクを防止する。
- ○当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ○個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- 〇券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ○券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- 〇電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ○団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務 取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ○健康管理システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。 ○健康管理ステムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限 の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。 リスクに対する措置の内容 ○特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施し ている。 < ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 〇接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記 録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 く選択肢> Γ 特に力を入れている 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない ○健康管理システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証 を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正 利用が行えないよう対策している。 ○パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を 行っている。 〇ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理してい る。 〇ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。 具体的な管理方法 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ○ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り 可能になるように制御している。 OLGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 〇ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ○ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者 に限定して発行される。

<アクセス権限の発効・失効の管理> 〇識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あら かじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ○健康管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみが アクセスできるようにしている。 <アクセス権限の管理> 〇ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理してい その他の措置の内容 〇ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにし ている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により 自動的に失効するようにしている。 <特定個人情報の使用の記録> 〇ユーザIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等) のアクセス記録をログとして保管している。 ○上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備してお り、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェッ クを行っている。 く選択肢> 特に力を入れている 1 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスクへの対策は十分か

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ○外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- ○各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ○バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。
- ○特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への 書き出しのみに限定している。
- 〇特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。
 - ○保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。
- 〇機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
 - ○庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。
- 〇職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
 - ○作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- 〇作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。 また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
 - 〇作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
 - ○電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
 - ○電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
 - ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- 〇当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ○当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- 〇接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		<選択肢> ここでは、	2) 定战	めていない			
	規定の内容	○情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ○情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ○委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ○提供されるサービスレベルの保証 ○従業員に対する教育の実施 ○提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁 ○業務上知り得た情報の可秘義務 ○再委託に関する制限事項の遵守 ○委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ○委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ○情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠 ○市による監査、検査	禁止	で必要に応じて次の情			
	托先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> 「 再委託していない] 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない		分に行っている 委託していない			
	具体的な方法						
そのfl	也の措置の内容	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加指当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項ステム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。〇特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限〇特定個人情報ファイルの取扱いの記録〇特定個人情報ファイルの取扱いの記録〇特定個人情報の提供ルール/消去ルール〇委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定〇再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保〇新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においの提供を受ける際の入手に係る保護措置	-「ワクチン 頃に基づき 後能を含む	、ワクチン接種記録シ。)に係る特定個人情報			
リスク	への対策は十分か	「 特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +3	分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
〇委 〇情	<要託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置> ○委託先から他社への提供は認めていない。 ○情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。						

○情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転に 定めている 2) 定めていない 1) 定めている 関するルール 〇庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携は ルールの内容及び できない。 ルール遵守の確認方 ○具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通り 法 に特定個人情報の提供を行う。 〇端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。

	くワク ワク 供等0	引しており、委託業者から「情報提			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置>

- ○他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。
- ○庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置>

- ○庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。
- ○個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が 明確になっている。

くワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ○転出元市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村 へ個人番号を提供するが、その際は、
- ①住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを用いて提供する。
- ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
 - 〇特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。
- 〇特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種 記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

]接続しない(入手) []接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

- 〇中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。
- ○中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。

<健康管理システムの運用における措置>

- ○権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。
- 〇健康管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康管理システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。
 - ○定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

○情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

リスクに対する措置の内容

〇中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

- (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
- (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する もの。
- (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

<中間サーバーの運用における措置> ○不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 〇中間サーバー接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用に あたっては、事前に情報照会の内容について、上長の承認を得た上で実施する運用を義務付けてい (「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務以外を記載) <選択肢> 特に力を入れている Γ] 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク <健康管理システムのソフトウェアにおける措置> ○中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理シ ステムで担保している。 ○特定個人情報の提供は健康管理システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。 <健康管理システムの運用における措置> ○健康管理システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われてい ないことを定期的に確認している。 ○提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該 ルールに従い実施している。 ○自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用 を義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提 供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合 リスクに対する措置の内容 リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報 クシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情 報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提 供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供 されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人 情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ○不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ○中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上 長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 <選択肢> 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である <u>3) 課題が残されている</u>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

○中間サーバーー健康管理システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定して安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

○中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

○情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

○中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

〇中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

○中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

○特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

◆入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

〇中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は健康管理システムで担保されている。

○健康管理システムで中間サーバーから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

〇中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

<中間サーバーの運用における措置>

〇中間サーバー接続端末から情報提供を入手し、健康管理システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行って登録している。

◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

○中間サーバーー健康管理システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

<健康管理システムの運用における措置>

- ○権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。
- ○外部から不正なアクセスがないか、アクセスログ等を確認している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

○中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

〇既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

○情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

○中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

○中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

<中間サーバーの運用における措置>

- 〇中間サーバー接続端末に用いる外部記憶媒体(USB等)を限定する。
- ○中間サーバー接続端末から外部記憶媒体に特定個人情報を格納する際には暗号化を行っている。
- 〇外部記憶媒体(USB等)の貸出、利用、データ消去、返却等の定められた運用ルールに従い実施し、貸出、返却時には上長の承認を得ている。

◆不適切な方法で提供されるリスク

- <健康管理システムのソフトウェアにおける措置>
 - ○中間サーバーー健康情報システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
 - ○健康管理システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ○健康管理システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<健康管理システムの運用における措置>

○情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、上長への確認を行った上で、実施することを運 用ルールとして義務付けている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

○セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化 ○中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定 個人情報へはアクセスすることはできない。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

○中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

○中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・ 紛失のリスクに対応している。

○中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<中間サーバーの運用における措置>

- ○不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。
- ○情報提供は自動応答又は中間サーバー接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。
- ◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
- <健康管理システムのソフトウェアにおける措置>
- ○健康管理システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

<健康管理システムの運用における措置>

○中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え上長の承認を経た上で登録する。 ○中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

○情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領 した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

○情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

○情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

<中間サーバーの運用における措置>

○中間サーバー接続端末から情報提供内容を登録する場合、上長の承認を得た上で、登録時に複数の職員によるチェックを行う。

〇中間サーバー接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、上長の承認を得た上で、実施する運用を義務付けている。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・ 周知 [特に力を入れて行っている]

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
その他の措置の内容		【 報格イ サ 【 報格イ 〇〇〇〇〇	的チュ得求一ス 的チュ得求理該人、該Wb ロ子子対対リーめバを 対ンリーめ的領番がANの ナウ付養種イい物置用 】種対のでは場合道ス端対 ウ付付のが所示末応 ウアア記録を理場し 記録る術分デ含点とを ルプブ	ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 は、 ないでは、 は、 ないでは、 は、 ないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一基準群に準拠した開発・運用 ごスを利用しているため、特定側 こしている。主に以下の物理的対 退室記録管理、施錠管理・日本 、特定個人情報の適切な取扱り 一基準群に準拠した開発・運用 ごスを利用しているため、現 一基準群にといるである。 に以下一夕を保 にしてい村の領域にデータを保 でしたがありない。 はインターネットからアクセスできます。 はインターネットからアクセスにより では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	国内にデータセンターが存在するクラウド いに関するガイドライン、政府機関等の情 がされており、情報セキュリティの国際規 国人情報の適切な取扱いに関するガイドラ 対策を講じている。 する。 きないように制御している。 に制御している。 の侵入検知・通知機能を備えている。 化を行うことにより、通信内容の秘匿及び
リスク	への対策は十分か	[特に力を入	しれている	<選択肢> 1)特に力を入れてU 3)課題が残されてU	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆物理的対策

<東近江市における措置>

- ○特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。
- ○特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火 措置、防水措置等を講じている。
 - 〇特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。
 - ○特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。
 - ○特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。
- ○特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。
- ○特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 〇中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしてい る。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

○事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認 している。

◆技術的対策

〈東近江市における措置〉

- ○ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- OOSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわいるセキュリティパッチ)を適用している。
- ○ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。
- ○使用されていないポートを閉鎖している。
- ○情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上 に設置している。・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。
- 〇内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。
- 〇ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査 [〇]自己点検 実施の有無] 内部監査] 外部監査 Γ Γ 9. 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> Γ 十分に行っている 1 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 従業者に対する教育・啓発 <東近江市における措置> ○毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 〇サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 〇年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ○集合教育は必要に応じて実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> OIPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育 資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続 具体的な方法 運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施すること としている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接 種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

○中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	東近江市健康医療部健康推進課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
②対応方法	電話での問い合わせは対応しない。 庁内での問い合わせは、記録簿に記録を残して対応。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

5. (全)点点上の扱処 衛号法第19条第7号 各号法第19条第7号 各号法第19条第7号 事後 1. (本)を担当的審 (日本)を担当的審 事後 事後 1. (本)を担当的審 (日本)を担当的審 事後 1. (本)を担当的審 (日本)の人が助 (日本)の人が助 日本)の人が助 事後 1. (本)を提出が確認して報告 (日本)の人が助 日本)の人が助 事後 2. (本)の上の下部を (本)の上の下部を (本)の下の下部を (本)の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下		項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
E 康宿祉部健康推進課 建康宿祉部健康推進課 建康宿祉部健康推進課 建成江市健康福祉課 東近江市健康福祉課 東近江市健康福進課 東近江市健康医療部健康推進課	I 基本情報 5. ②法令上の根拠	<u>r</u>	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
康福祉部健康推進課 健康医療部健康推進課 是近江市健康福祉部健康推進課 東近江市健康医療部健康推進課 東近江市健康医療部健康推進課	I 基本情報 評価 おける担当部署		健康福祉部健康推進課	健康医療部健康推進課	事後	
康福祉部健康推進課 東近江市健康福祉部健康推進課 東近江市健康 医療部健康推進課	I 特定個人情報要 (6)事務担当部	ファイルの概5署	健康福祉部健康推進課	健康医療部健康推進課	事後	
東近江市健康福祉部健康推進課	I 特定個人情報要 3.特定個人情報要 3.特定個人情度用 ④使用 ④使用の3	8ファイルの概 情報の入手・ 主体 使用部	健康福祉部健康推進課	健康医療部健康推進課	争	
	IVV開示請求、 実施手続 2.特? ファイルの取扱(合せ ①連絡先	問合せ・評価 定個人情報 ハに関する問	東近江市健康福祉部健康推進課	東近江市健康医療部健康推進課	事後	